（郵信省認可）　（本號六面）　明治廿三年八月九日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千七百四十一號　十曜日
明治廿三年八月九日
舊暦庚寅六月廿四日　（壬戌）
日出午前四時五十六分
入午後六時三十六分
月出午後一時四十三分
滿潮午前十一時三十四分
（西暦一千八百九十年）

博覽會出品投票の結果

兼て募集したる博覽會出品の投票は本日其調査を終りたるに付開票の結果は委細明日の紙上にて報告す可し

八月九日　時事新報社

時事新報定價

時事新報へ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價週送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字壮四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行　〃　付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

商業會議所論　二

商業會議所は人を得ざる可らず

政府にて近々發布す可しと云ふ商業會議所條例中、會議所の事務權限は至て重大なる者にして商業に關する法律規則の制定改正廢止、及施行方法其他商業上の利害に關する意見を官廳に開申する事、商業に關する事項に付き官廳の諮問に應答する事、法律命令若くは官の委任に依り其他の公設營業所、仲立人組合及商業に關する諸營造物を管理する事、關係人の請求に依り其他の商業に關する紛議を仲裁する事等の諸條條の如き會議所に十分の重さを設くものと云ふ可し又從來の商工會若くは商法會議所には辨士論客の流を交へて眞成の商工實業者は却て之に近つかざるの意味もあるかたし〜今度は會員の撰擧者及び被撰擧者を商法第四條に掲げたる商人及作業人にして所得稅を納むる者に限り又會議所の諸經費は從來所員より取立てゝ毎度不十分なりしかども今度は之を會員の撰擧權を有する者より徵收するみとし爲したるが如き（此徵收法の事に付ては記者自から說われども之を他日に讓る）學術技藝者くは商業上の經驗ある者を特別會員として參列せしめんとするが如き何れも商業會議所に向て重きを加へ此會議所を經由して商人の意望を發表すれば官民何れに對しても聊か權力を博するに足る可し即ち條例面に於て會議所の組織法は整然たれども條例は一片の死文なるが故に之を活用せんとするには先つ其人を得ざる可らず人を得るの道は他に非ず各地の商業會議所に有爲の商人を網羅して十分その力を致すの地歩を得せしむる事是れ由り蓋し文明國人は名望令譽を一身に收めて自から榮とするのみならず其身の重きに因て以て其居る所の社會の重きを致し較龍潭中に在りて池魚をして悉く蠶ならしむるの觀なかる可らず即ち我商人の如きも身商業社會に在りて其中に營業する間は智德の働きを顯はして共に此社會の光を添之他の社會の人をして之を望んで敬畏せしむると肝要にして其居る所の社會が重からざれば其身の位地も高からずして公私兩なから不得策なれども人事の進歩せざる國柄に於ては人々共同して事業を成し又名譽を得るの念なく或は寧ろ之れに反して人の功を忌み人の美を成すことを好まざるの風あるが故に文野兩樣の社會に於て一人と一人とを對比すれば左程での相違なしと雖ども此人々が寄り集りて事を成したる其跡を見れば大に異なるものあるが如し例へば文明富豪の人が遺産若くは慈善金を以て學校病院書籍館其他公共の事業を起せば他人も之れに贊同して資財を以て勞力を以て益々その規模を廣げ又其基礎を固むるとを勉め同志相助け先後相繼き結局事の大成を見て之を樂むの美風あるは毎度我邦の見聞する所なれども人事未開の場所柄にては人の局量狹隘にして鄉黨恥もすれば相軋り互に其事業を共にし其名譽を同うして社會全體の成功を求めず同社會人の中にて一人名譽を得るものあれば已れの名譽は之れに對して次第に相下るが如き感情を生じ隱然他の事業を妨げて君子人の美を成すの盛德を思ふと能はざるは誠に嘆はしき事共あり特に商人社會などには同臭諸方に相寄りて自から一種の派別を成し其派別の種類に因り平常營業上の利害を異にするが爲め商界公共の事業に就ても互に相助くることを好まず苟だしきは徒に他人の事を妨げ尚ほ甚だしきは陰に他を陷れて自から利せんとする者さへなきに非ず誠に淺間しき人情にして斯かる人情の支配する間は商業社會に公共の事を謀る可らず假令へ條例に從て會議所を新設するも商人の全力を集るみとは難かる可し商業會議所員に貴目なき人物多くして開申答辨も平々凡々、之を從來の會議所に比して面目を改めざれば條例文面に於て如何なる權力を賜與せらるゝも其運用の妙を盡くすことを得ざるあり蓋し我商業者は從來全く無權力なりして商業上の立法に就ても一言、隊を容るゝと能はず商法會議所ありと雖ども政府は之を輕視して殆んど取り合はざりし程の次第なれども今度商業會議所を法律上より認定して商業に關する法律規則の制定改正廢止、及施行方法其他商業上の利害に關する意見を政府に開申せしめ又商業に關する事項に付き政府の諮問に應答せしむるが如き商業者の集會に重きを置きて其意望を發表せしめんとする者にして我商業者に取りては實に是れ千載の一遇、會議所に相當の人を得て政府をして眞實その意見を採納せしむるの初例を開かば或は此機會を乘じて日本商人が自治獨立の社會を成すの日もある可し左れば政府に於ても條例の精神を失はずして眞意商人の意望を重んじせざる可らざると同時に商人もまその期する所の目的を大にして區々たる私の情實を忘れ自從自重して自然に會議所の品格を增し以て彼の條例の精神を實地に貫行せしめんと我輩が我政府并に商人に向て偏に希望する所なり

官報

改商法施行條例ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム此法律ハ明治二十四年一月一日ヨリ施行スヘキコトヲ命ス

御名御璽

明治廿三年八月七日

內閣總理大臣伯爵山縣有朋
司法大臣伯爵山田顯義

法律第五十九號

商法施行條例

第一條　商法第二十六條、第二十九條及ヒ第二百十條ニ定メタル一地域トハ各市町村ノ一區域ヲ謂ヒ市町村制ヲ行ハサル地方ニ在テハ從來ノ宿驛町村等ノ一區域ヲ謂フ」一地域內ニ二箇以上ノ區裁判所アルトキハ其內一箇所ヲ以テ登記簿ヲ取扱フ所トス其裁判所ハ司法大臣之ヲ指定ス〇第二條　會社ニ非ズシテ商業ヲ營ム者ハ其商號ニ會社ノ文字ヲ用ユルコトヲ得ス又從來之ヲ用ユル者ハ商法實施ノ日ヨリ三ケ月內ニ之ヲ改ムヘシ」前項ノ規定ニ違フ者ハ地方裁判所ノ命令ヲ以テ二十圓以下ノ過料ニ處ス〇第三條　商法第百五十九條、第百六十六條、第百六十八條、第二百二十二條ノ規定ニ依リテ官廳ニ差出ス書類及ヒ展閲ニ供スル書類ハ公證人ノ認證ヲ受ケタル謄本ヲ以テスルコトヲ得」公證人規則第六十五條ノ謄本手數料ヲ受クルコトヲ得〇第四條　商法第二百二十二條ニ依リ諸書類ノ展閲ヲ求ムル者アルトキハ其請求者ヨリ一人ニ付一日五十錢以下ノ手數料ヲ受クルコトヲ得〇第五條　本條例發布前ヨリ既ニ設立シタル各會社ハ商法實施ノ日ヨリ六箇月內ニ商法第七十八條、第百三十八條、第百六十八條ニ準シテ登記ヲ受ク可シ之ヲ怠リタルトキハ商法第二百五十六條ノ過料ニ處シ且地方裁判所ノ命令ヲ以テ其營業ヲ差止ム但其命令ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得〇第六條　前條ノ期限內ニ登記ヲ受ケサル既設會社ハ其期限經過ノ時ヨリ第三者ニ對シテ會社タル効ヲ失フ〇第七條　商法第八十一條及ヒ第八十二條ノ規定ハ既設會社ニ之ヲ適用セス〇第八條　既設會社ハ從來ノ商號ヲ續用スルコトヲ得但商法第百十三條及ヒ第百三十九條第二項ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ三ケ月ノ後既設會社ノ商號ニモ之ヲ適用ス」既設社會ノ商號ニハ其會社ノ種類ニ從ヒ合名會社合資會社又ハ株式會社ノ文字ヲ附ス可シ〇第九條　既設合名會社ハ其社員ノ數ニ依リ商法第七十四條ノ定員ニ超ユルモ其現社員ノ數ニ依ルコトヲ得但定員以下ニ減シタル場合ニ於テハ更ニ增員シテ其定員ニ超ユルコトヲ得ス〇第十條　既設株式會社ハ商法第百五十六條ノ免許ヲ受クルコトヲ要セス」既設株式會社ハ商法實施ノ日ヨリ六ケ月內ニ地方長官ヲ經由シテ定款ヲ主務省ニ差出シ其定款ノ認可ヲ受ク可シ但其定款ニ法律命令ニ反スル事ヲ掲ケタルモノハ之ヲ改正スルニ非サレハ認可スルノ限ニ在ラス」從來官許ヲ得テ設立シタル株式會社ニハ前項ノ規定ヲ適用セス但開業又ハ人民ノ相對ニ任スル等ノ指令ヲ得テ設立シタル者ハ此限ニ在ラス」本條第二項ニ依リ認可ヲ受ク可キ株式會社ニ在テハ第五條ノ登記期限ハ其認可ヲ得タル日ヨリ起算ス」右ノ認可ヲ得タル日ヨリ六ケ月內ニ登記ヲ受ケサルトキハ其認可ハ効力失フ〇第十一條　既設株式會社ハ其株券ノ金額商法第百七十五條ノ規定ニ反スルモ其定款ノ定ニ依ルコトヲ得〇第十二條　既設株式會社ハ其定款ニ於テ第一回ノ株金拂込ヲ四分ノ一以下ニ定メタルトキハ商法第百六十七條第二項ノ規定ニ反スルモ其定款ノ定ニ依ルコトヲ得〇第十三條　既設株式會社ノ創業ニ付テノ義務及ヒ出費ニシテ會社ノ承認ヲ經タルモノハ第五條ノ登記ヲ受ケサル前ニ於テモ商法第百七十一條ノ規定ニ拘ハラス會社ニ於テ之ヲ負擔ス〇第十四條　既設株式會社ノ既ニ發行シタル株券ハ商法第百七十六條ニ反スルモノ有ルモ之ヲ改ムルコトヲ要セス〇第十五條　既設株式會社ニ於テ株金全額ノ拂込前ニ發行シタル株券ハ其全額拂込ニ至マテハ之ヲ假株券ニシテ商法實施前ヨリ株式取引所又ハ取引所ニ於テ既ニ賣買シ來リタルモノ及ヒ既ニ債權ノ擔保ニ供シタルモノニ付テハ商法第百八十條ノ規定ヲ適用セス〇第十七條　既設株式會社ノ株式ノ讓渡人ニ付テハ商法第百八十二條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ二箇年間之ヲ適用セス〇第十八條　既設株式會社ニ於テ既ニ其定款ヲ以テ株主ノ議決權ニ制限ヲ立テタル者ハ商法第二百四條ノ規定ニ反スル場合ニ於テハ商法第七十七條ノ規定ヲ適用セス〇第廿條　商法第百二十一條、第百二十七條、第百二十七條及ヒ第二十八條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第廿一條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第廿二條　商法第七十七條、第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第廿三條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第廿四條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第廿五條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第廿六條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第廿七條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第廿八條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第廿九條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第三十條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第三十一條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第三十二條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第三十三條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第三十四條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第三十五條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第三十六條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第三十七條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第三十八條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第三十九條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第四十條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第四十一條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第四十二條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第四十三條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第四十四條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第四十五條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第四十六條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第四十七條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第四十八條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第四十九條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第五十條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第五十一條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第五十二條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第五十三條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第五十四條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第五十五條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第五十六條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第五十七條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第五十八條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第五十九條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第六十條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第六十一條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第六十二條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第六十三條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第六十四條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第六十五條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第六十六條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第六十七條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第六十八條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第六十九條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第七十條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第七十一條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第七十二條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第七十三條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第七十四條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第七十五條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第七十六條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第七十七條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第七十八條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第七十九條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第八十條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第八十一條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第八十二條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第八十三條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第八十四條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第八十五條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第八十六條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第八十七條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第八十八條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第八十九條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第九十條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第九十一條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第九十二條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第九十三條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第九十四條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第九十五條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第九十六條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第九十七條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第九十八條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第九十九條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百一條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百二條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百三條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百四條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百五條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百六條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百七條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百八條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百九條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百十條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百十一條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百十二條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百十三條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百十四條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百十五條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百十六條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百十七條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百十八條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百十九條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百二十條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百二十一條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百二十二條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百二十三條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百二十四條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百二十五條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百二十六條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百二十七條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百二十八條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百二十九條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百三十條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百三十一條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百三十二條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百三十三條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百三十四條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百三十五條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百三十六條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百三十七條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百三十八條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百三十九條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百四十條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百四十一條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百四十二條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百四十三條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百四十四條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百四十五條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百四十六條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百四十七條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百四十八條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百四十九條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百五十條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百五十一條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百五十二條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百五十三條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百五十四條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百五十五條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百五十六條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百五十七條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百五十八條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百五十九條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百六十條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百六十一條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百六十二條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百六十三條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百六十四條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百六十五條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百六十六條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百六十七條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百六十八條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百六十九條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百七十條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百七十一條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百七十二條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百七十三條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百七十四條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百七十五條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百七十六條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百七十七條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百七十八條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百七十九條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百八十條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百八十一條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百八十二條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百八十三條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百八十四條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百八十五條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百八十六條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百八十七條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百八十八條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百八十九條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百九十條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百九十一條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百九十二條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百九十三條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百九十四條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百九十五條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百九十六條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百九十七條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百九十八條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第百九十九條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第二百條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第二百一條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第二百二條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第二百三條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第二百四條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第二百五條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第二百六條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第二百七條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第二百八條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第二百九條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第二百十條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第二百十一條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第二百十二條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第二百十三條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第二百十四條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第二百十五條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之ヲ適用セス〇第二百十六條　商法第百五十條及ヒ第二百十條ノ規定ハ商法實施ノ日ヨリ之